

個人情報保護に関する協定書

(目的)

この協定書は、_____ (以下「甲」という) と江別市立病院 (以下「乙」という) の間で行う診療情報の共有を目的とした事業において個人情報を含む診療情報の保護を目的として、その取り扱いを定めるものである。

(基本的事項)

第1条 甲又は乙が提供する個人情報を含む診療情報について、相手方は個人情報保護に関する法令を遵守することとする。

(個別事項)

第2条 前項の規定に基づき、個人情報を含む診療情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、協定満了の日までに甲、乙いずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間協定を延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 江別市若草町6番地
江別市立病院
病院事業管理者 長谷部 直幸